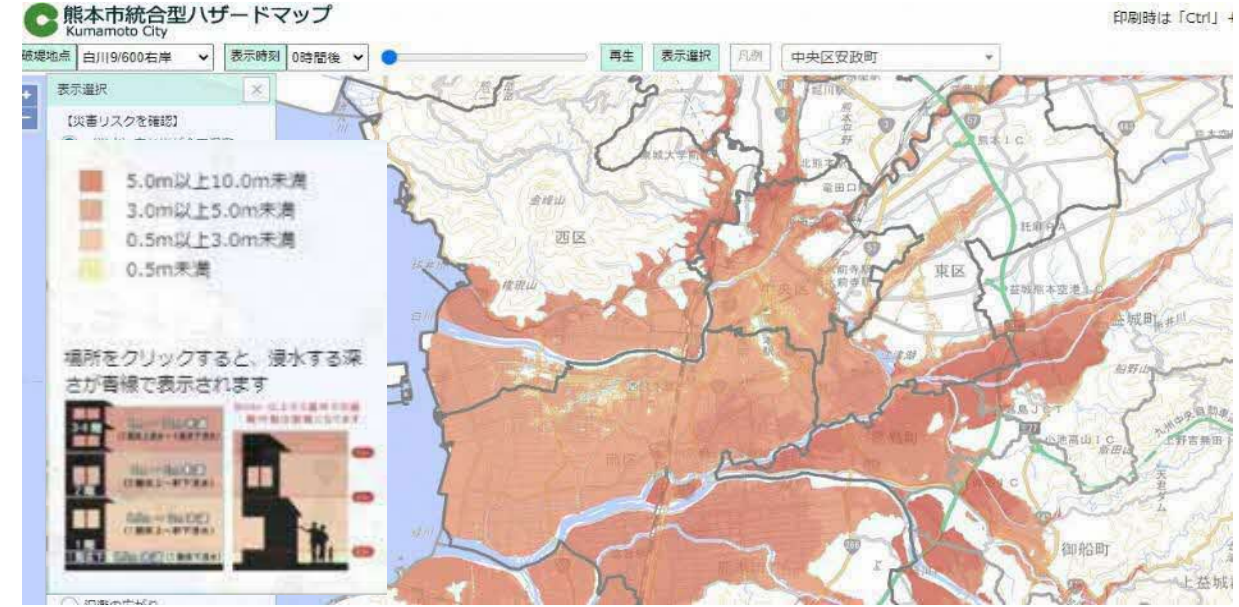


(別表 1)

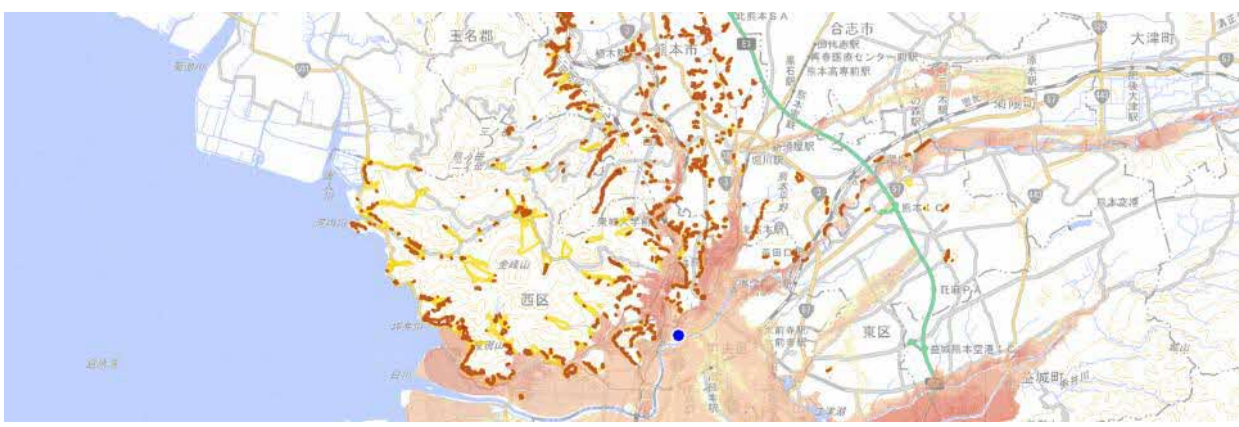
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
<p>I 現状</p> <p>○熊本市の立地</p> <p>当市の人口は、約 74 万人（九州では福岡市、北九州市に次いで 3 番目）、面積は約 390 k m²である。近隣市町村を含めた都市圏人口は 100 万人を超えており、県の人口の 6 割を占めている。2011 年 3 月に九州新幹線が全線開業し、また、2012 年 4 月に全国で 20 番目、九州で 3 番目の政令指定都市に移行したことで、当市は行財政制度上の自主性を高めたわが国有数の都市となっている。</p> <p>当市の中央部は、熊本城を中心とした旧城下町であり、東側に上通、下通、サンロード新市街と呼ばれるアーケード街が 1km 以上にわたって連なり、その周辺に中心市街地は形成されている。中心繁華街である通町筋・辛島町界限には市役所、日本郵政九州支社、日本最大規模のバスターミナルなどが立地。なお、熊本駅は、中心街から南西に 2km 程離れている。</p> <p>阿蘇外輪山へと続く市の北東部や東部は、一部に立田山や託麻三山、白川沿いの河岸段丘など起伏のある地形もあるが、全体としては肥後台地と呼ばれる阿蘇の火山灰土からなるなだらかな丘陵地となっているため、国道 57 号沿線の健軍・桜木・帯山・長嶺・武蔵ヶ丘を軸に住宅地が広がっており、さらに市域を超えて菊陽町（光の森）や合志市、益城町まで住宅地が拡大しつつある。熊本市の人口は中央部とともに東部・北東部に集中しているが、これは、1953 年の西日本水害を契機として、ゆるやかな丘陵地の北東部に住宅地が開発されていった結果である。</p> <p>市の西部は有明海（島原湾）に面し、白川や坪井川が注ぎ込み、沖合には、人工島を造成し熊本新港が建設され、対岸の長崎県島原市とのフェリー航路が設定されているが、周辺土地の分譲はほとんど進んでいない。市の北西側には金峰山がそびえ、その東麓は中心部から伸びる住宅地と森林が入り交じる。</p> <p>南東部から南部は熊本平野の一角をなし、平坦な風景が広がる。江津湖の南側から加勢川沿いの田迎・御幸・川尻周辺は、比較的低湿地帯であり、以前は浸水被害もでていたが、排水設備が整備された現在では宅地化も進んでいる。旧来からの広々とした田園地帯が残り、緑川を挟んだ富含南西部・城南南部は雁回山がそびえ、緩やかな丘陵地帯となっている。</p> <p>北部は主に金峰山北東の斜面地と、阿蘇から続く肥後台地の最西端から形成される。近年では、当市の西部と北部を結ぶ「熊本西環状道路」が一部開通したことで交通網の利便性が向上している。また、全国的にも有名なスイカ生産や野菜生産をはじめとした畑作が中心で、ビニールハウスが一面に広がる。</p> <p>1. 地域の災害リスク</p> <p>(洪水：ハザードマップ)</p> <p>洪水被害の要因となる河川の氾濫について、当市を流れる白川流域、緑川流域、坪井川流域を確認すると東区、西区、北区の一部高台を除くほぼ全域が洪水被害を受ける可能性が高い地域となっている。特に市内中心部を流れる白川は、集中豪雨により 1953 年、2012 年と大規模な氾濫を起こしており、特に 1953 年の西日本水害では、市役所をはじめとした中心市街地が浸水、大きな被害を受けた。当時から治水のための護岸工事や橋梁の架け替えは進んでいるものの、中心市街地の立地は大きく変化しておらず、近年頻発する集中豪雨等により重大な災害（浸水被害等）が懸念される。</p> <p>(土砂災害：ハザードマップ)</p> <p>当市のハザードマップによると豪雨による土砂災害は、市内の山間部や河川沿い及び高台などで発生することが懸念される。</p>

■洪水

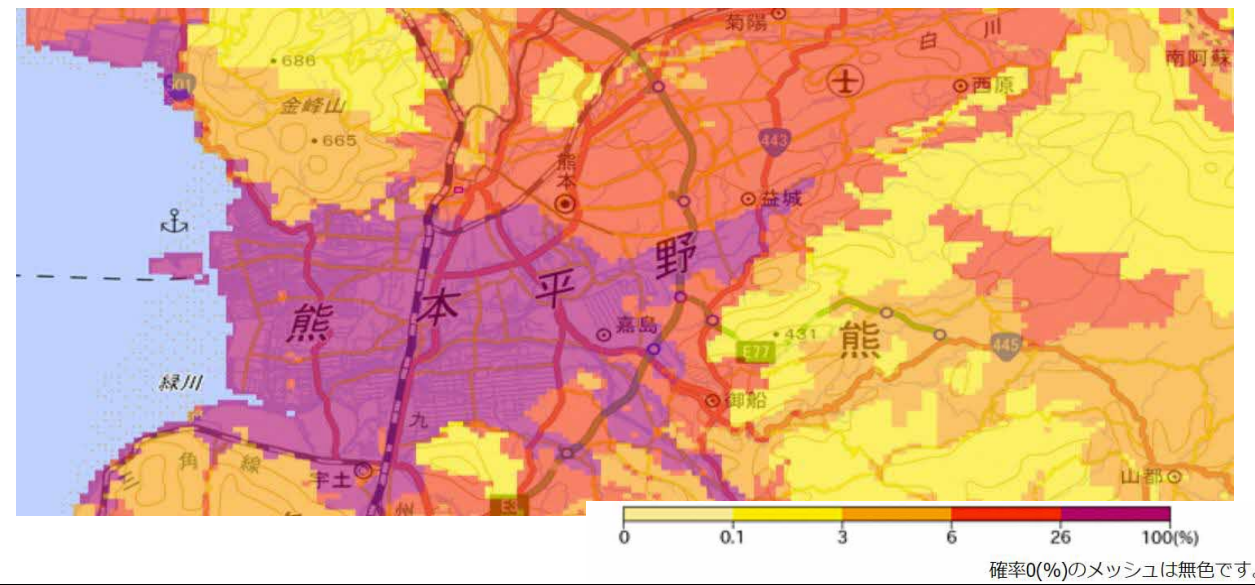


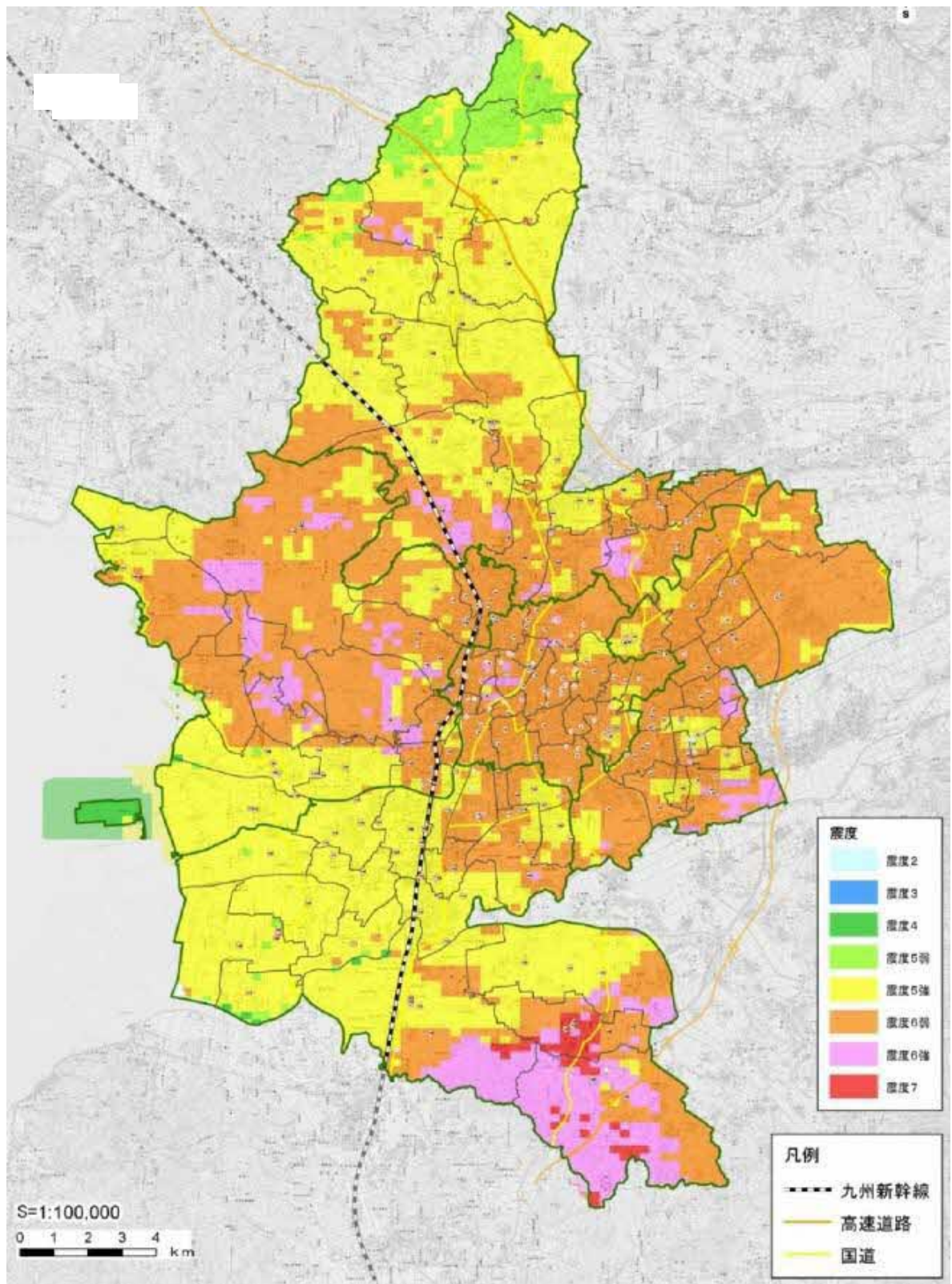
■土砂災害



(地震：J-SHIS)
 熊本市域において、大規模地震の要因となる活断層は、布田川断層帯・日奈久断層帯となり、当会議所付近では今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が14.1%と予想されている。

■J-SHIS (30年 震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図)



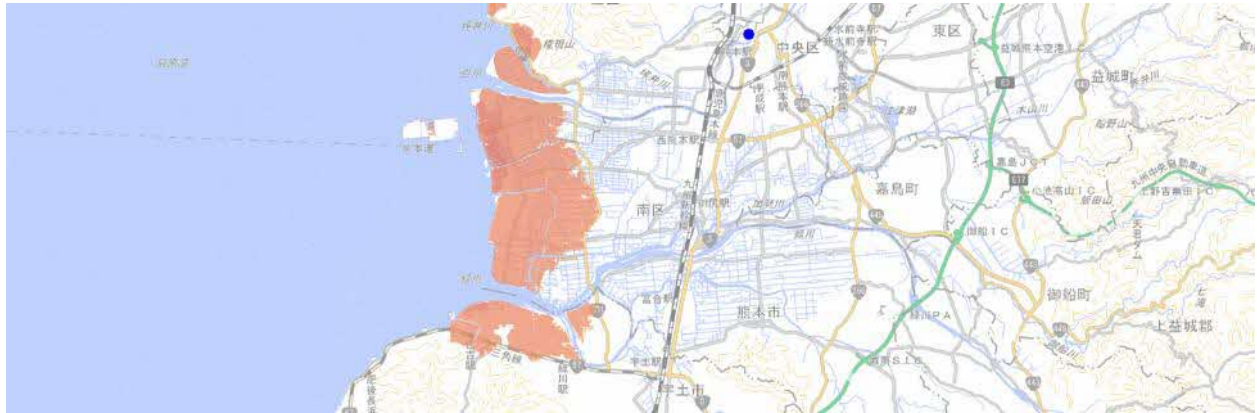


資料：熊本市防災アセスメント調査(H25)

※布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動・北東部単独)、南海トラフ、立田山断層の地震の最大震度の重ね合わせを示す。

(津波：熊本市ハザードマップ)

地震津波の想定を行う地震は、断層が海域にある布田川・日奈久断層帯と南海トラフとなる。布田川・日奈久断層帯と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲は、西区と南区の沿岸部で3～5mの浸水が想定される。



(高潮：熊本市ハザードマップ)

台風や低気圧による海面の吸い上げが原因となる高潮についても、西区と南区の沿岸部において5～10mの浸水が想定される。また、高潮の被害想定範囲は、津波よりも広域であり、0.5～3mの浸水は、広範囲に及ぶことが想定されている。



(間接被害リスク：南海トラフ地震)

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和3年1月1日現在）と大規模地震発生 of 切迫性が指摘されており、内閣府制作統括官（防災担当）は令和元年6月時点において以下の被害を想定している。

(1) 超広域にわたる甚大な被害の発生

中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方を中心とする超広域にわたる地域で、地震動、液状化、津波による浸水及び火災等により、建物や資産、土地や交通施設等のインフラ・ライフライン等が著しく損壊することが想定される。

このため、経済的な被害の規模は、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の既往災害を遥かに超えるものと想定される。

(2) 我が国の製造拠点の被災に伴う全国・海外への波及拡大

甚大な被害が想定される地域には、我が国の経済を支えている太平洋ベルト地帯が含まれ、鉄鋼業、石油化学工業、自動車製造業、船舶・航空機の製造業、電子・電気機器等の製造業が高度に集積

している。さらに、これらの産業を中心に全国・海外にまで相互に密接に関連するサプライチェーン・ネットワークが形成されている。

このため、経済的な被害の影響は被災地内にとどまらず、全国・海外へと波及し、東日本大震災による影響を遥かに上回る被害規模となることが想定される。

(3) 食料等の生産拠点の被災に伴う被災地内外への波及拡大

甚大な被害が想定される地域には、多くの農地や漁港、食料品工場等が集積している。

このため、これらの被災により食料品や生活必需品の供給が滞ると、被災地外においても品不足とそれに伴う価格の高騰が生じ、市民生活に影響が及ぶことが想定される。

(4) 人流・物流の大動脈の寸断による被害の拡大

甚大な被害が想定される地域は、東名・名神高速道路、東海道・山陽新幹線、名古屋港、大阪港、神戸港等が整備され、国内外における経済活動を支える人流・物流の大動脈となっている。

これらの交通施設の損壊により物流が寸断されれば、燃料・素材・重要部品の調達が困難となるため、全国の生産活動が低下するとともに、港湾施設の被災により、輸出入の取り止めによる機会損失、代替輸送による時間損失やコスト負担が生じることが想定される。

(5) 二次的な波及の拡大

生産活動の低下や物流寸断が長期化した場合、調達先を海外に切り替える動きが顕著となり、生産機能が国外流出する可能性がある。工場等の喪失、生産活動の低下により、経営体力の弱い企業が倒産すると共に、日本企業に対する信頼が低下した場合、株価や金利・為替の変動等に波及する。これらの影響が拡大した場合、資金調達コストが増大すること等により、企業の財務状況の悪化や倒産等が増加する可能性がある。

また、長期間にわたる生産活動の低下や海外貿易の滞りにより、海外に奪われた需要が地震発生前の水準まで回復せず、我が国の国際競争力の不可逆的な低下を招く可能性がある。

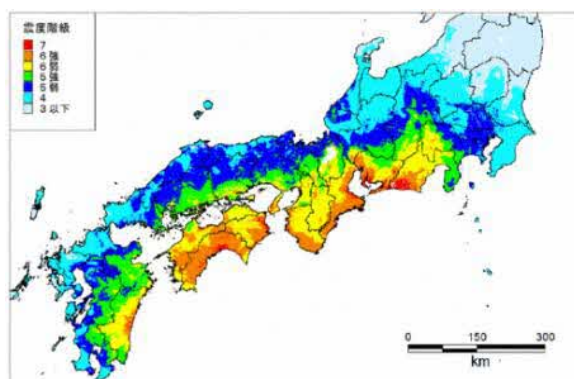
これらによる雇用環境の悪化や失業者の増加により、雇用者の所得が低下し、購買意欲を減退させるなど、景気停滞への負のスパイラルに陥る状況も想定される。

経済活動の低下等による影響は、長期的な税収の減少に結びつき、復旧・復興に要する財政出動と併せて、国や地方公共団体の財務状態に影響を与える可能性がある。また、日本経済に対する海外の信頼が低下した場合、海外からの資金調達コストが増大することも想定される。

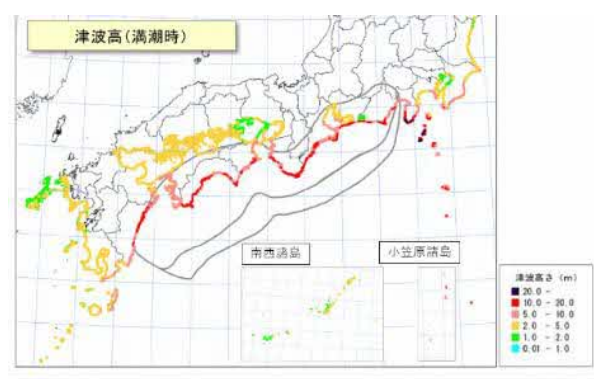
国は、この地震による経済の被害額について、被災地での建物被害を中心に、最悪の場合220兆円に上ると推計。これは東日本大震災の被害額16.9兆円の10倍以上にあたる。

また、兵庫県立大学の井上寛康教授の研究では、最初の地震の発生から1年間で失われる国内GDPの総額は134兆円とのシミュレーション結果が示されている。

専門家で作る公益社団法人土木学会は、南海トラフ地震が起きた場合に、道路の寸断や工場の損害などから波及する間接的な影響も含めた経済被害の推計を出しており、20年間の被害額は1,410兆円にのぼると算出している。



南海トラフ巨大地震の震度分布
(強震動生成域を陸側寄りに設定した場合)



出典：気象庁ホームページ <https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/assumption.html>

(感染症)

県内の新型コロナウイルス感染者は、令和2年3月初旬に初めて確認された後、瞬く間に感染が拡大し、増加と減少を繰り返しながら猛威を振るった。令和5年5月7日時点の累計数は熊本県で537,985件、その内、熊本市は251,479件と全体の46.7%を占めた。

今後同様の感染症を想定した場合、熊本市は経済的な影響と感染リスクの双方が非常に高いことから、官民一体となった迅速な対策、対応が必要となる。

2. 商工業者の状況

熊本商工会議所の管内商工業者数は21,919（※平成26年経済センサスより熊本県が当所管轄分を独自算出）である。このうち、小規模事業者数は15,788となっており、その割合は7割を超える。また業種別にみると、食品製造業が、事業所数・従業員数・付加価値額ともに市内製造業の30%強を占めていることや、卸売・小売業とサービス業で本市商工業者数の63.5%を占めていることが本市の産業の特性と言える（市総生産額の9割近くが第3次産業）。

※熊本商工会議所管轄地域は、熊本市のうち旧飽託郡4町、旧植木町、旧城南町、旧富合町、旧託麻村地域を除く。

※平成18年事業所統計との比較では、商工業者数、小規模事業所数ともに2.1%増。

3. これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ制作 平成23年3月作成
- ・熊本市業務継続計画制定 平成24年3月制定（令和5年6月改定）
- ・防災訓練の実施 平成29年4月から毎年実施
- ・熊本市ハザードマップ更新 令和5年3月更新

(2) 熊本商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・巡回訪問時に小規模事業者への、関係資料の配布・周知をはじめ、当所会報誌において、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を実施
- ・損保会社との連携によるBCP策定セミナーの開催
- ・大手損保会社と連携した損害保険への加入促進（日本商工会議所による団体保険制度）
- ・熊本地震復興リレートーク【その時経営者は ～熊本地震からの事業再開の取り組み～】
平成29年8月実施 主催：熊本商工会議所青年部
- ・当所BCP策定 令和2年2月策定

II 課題

(1) 事業者BCP（又は事業継続力強化計画）策定の課題

管内事業者のBCP策定状況については、正確な策定件数は把握できていないものの、2021年4月に実施した「熊本地震からの復旧状況による調査結果」や、窓口・巡回相談によるヒアリング等から推測して、BCPを策定している事業者、特に小規模事業者は極めて少ないと感じられる。

事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組もまだまだ本格化していないのが実態である。しかしながら、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症により事業継続リスクへの関心が高まっており、管内事業者への更なる「普及・啓発」が求められている。

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。また、市、専門家や損害保険会社との連携による取組強化への必要性が高まっている。

【参考】

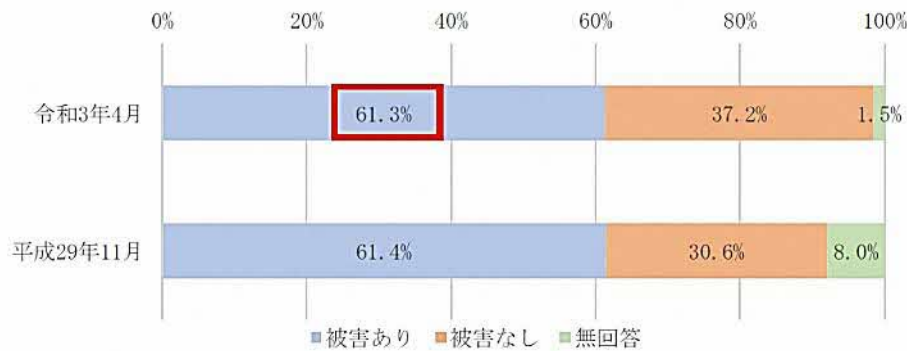
「熊本地震からの復旧状況に関する調査結果」（熊本商工会議所：2021年4月実施）

○対象：会員事業所7,300社（うち、有効回答数522件）

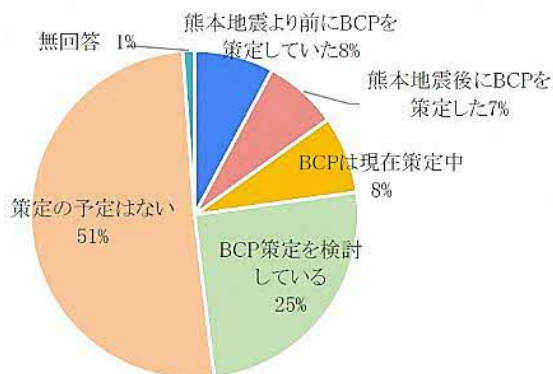
- (1) 建物に関しては61.3%の事業者で「被害があった」と回答し、その内の81.6%から「建替え・修繕済み」との回答があったものの、震災後約5年が経過しても完全な復旧には至っていない現状が窺える<図1>
- (2) BCPについて、「策定している」と回答した事業者は15%となっており、その中で熊本地震以降に策定した事業者の割合は7%に留まっている。<図2>
- (3) 平成29年11月との比較において、「策定済み」と回答した事業者は7%増加しているものの、全体の51%は「策定の予定はない」と回答している。<図3>
- (4) 「策定の予定はない」と回答した事業者の理由として、多い方から「BCPについて知らない」「特に必要性を感じない」と続いており、BCPの重要性が十分に浸透していないと考えられる。
一方で、「策定に必要なノウハウ・スキルがない」という回答もあることから、BCPの存在を知らながらも策定できない事業者がいるという現状も大きな課題として残っている。<図4>

<図1>

①建物の被害状況について

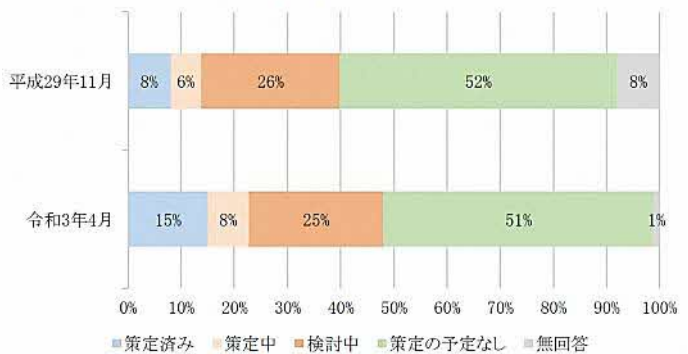


<図2>



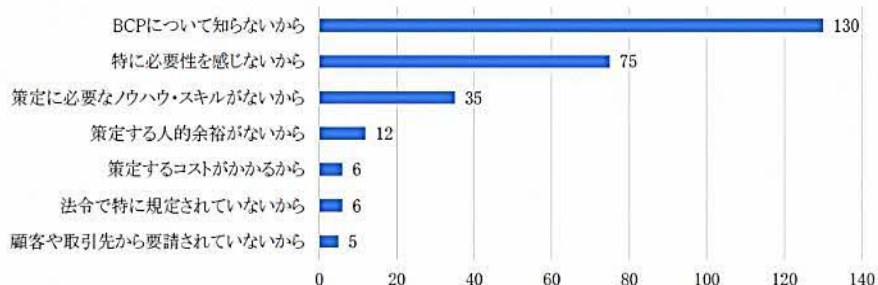
<図3>

平成29年11月との策定状況の比較



< 図 4 >

	BCPについて 知らないから	特に必要性を 感じないから	策定に必要な ノウハウ・スキルが ないから	策定する人的 余裕がないから	策定するコストが かかるから	法令で特に 規定されて いないから	顧客や取引先から 要請されていないから	合計
事業者数	130	75	35	12	6	6	5	269
割合	48%	28%	13%	4%	2%	2%	2%	100%



(2) 当所のBCP策定の課題

熊本地震の経験を活かして、当所BCPを作成、緊急時における当所業務の継続に向けた取組、情報収集、組織体制についてまとめてはいるものの、策定以後に発生した人吉豪雨災害や新型コロナウイルスへの対応を反映させたものとはなっていない。

(3) 支援人材（経営指導員等）の課題

熊本地震や新型コロナウイルス感染症への対応、人吉豪雨災害への支援等を経験したことで、ある程度の経営指導員や職員は、緊急時に対応できるノウハウを有しているものの、ノウハウやスキルの共有化や継承、平時からの準備対応については万全とは言えない状況である。支援者側の事業者BCP策定に関する支援スキルの向上や、専門知識を持つ専門家、県・市、関係団体、損保会社等との連携体制の充実も課題となる。

(4) 事業者の課題

BCPについて、平時から事業者の責務として取り組んでおく内容への理解が不足している。また、当市のハザードマップ、災害時避難所等についての認識、理解も進んでおらず、災害時における情報収集手段が確立できていない。

(5) 感染症対策の課題

新型コロナウイルスは5類に移行したものの、今後も事務所や工場においてクラスターが発生するリスクは残ることから、事業者自身が正しい知識に基づいた感染対策を実施していく必要がある。併せて、従業員罹患による人員減少リスクに備え、DX等を活用した生産性の向上を図ることが今後の重要な課題である。

これらの取組は、今後も発生が想定される様々な感染症の対策として有用であるものの、事業者の知識や情報収集力に差異が認められる点も課題として残っている。

III 目標

1. 定性目標

前記のような現状や課題を踏まえ、域内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、自然災害や感染症の事前対策の必要性について周知を図る。また、当所と当市が連携して防災・減災対策の実現に向けた支援を実施し、災害時の小規模事業者の事業継続のための防災・経営支援体制を構築する。

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当所及び当市により、地区内小規模事業者に対しセミナー等を開催し、災害リスクや感染症等リスクの認識を浸透させ、事前対策の必要性を周知・広報する。

(2) B C P 関連セミナーの開催

管内小規模事業者を対象とした、B C P 並びに事業継続力強化計画に関するセミナーを必要に応じて実施する。

(3) B C P 関連相談に関する専門家派遣

広報、セミナーを通じて相談窓口に寄せられる B C P や事業継続力強化支援計画については、専門家の活用を促し具体的な計画策定に繋げる。

(4) 策定後フォローアップの実施

事業所が策定した B C P や事業継続力強化計画の進捗状況の確認、必要に応じた見直し修正を行う等のフォローアップの実施支援を行う。

(5) 被害状況の把握等情報共有ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害状況の情報共有ルート（連絡網）を構築する。

(6) 新型コロナウイルス感染症等発生における連携体制の構築

海外発生期～国内発生早期～国内感染期～小康期と段階に合わせた感染症対策、そして、社内感染者発生時での拡大防止措置を実施できるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

2. 定量目標

	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	合計
①巡回訪問による B C P の個別周知	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	1,000 件	5,000 件
②会報誌・HPによる周知強化	1 回	3 回	3 回	3 回	3 回	13 回
③ B C P 関連セミナー開催数	1 回	3 回	3 回	3 回	3 回	13 回
③ B C P 関連相談に関する専門家派遣	6 件	13 件	13 件	13 件	13 件	58 件
④策定後フォローアップ	—	—	7 回	7 回	7 回	21 回
⑤支援者向け B C P 策定研修	—	2 回	2 回	2 回	2 回	8 回

※ B C P 関連相談に関する専門家派遣：

主に窓口相談に応じる経営支援部の経営指導員 1 名あたり年間 1 件を策定目標とする。

※フォローアップ：

計画策定を行った小規模事業者に対し、翌年度に 1 回はフォローアップの訪問・連絡を行う。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年10月1日～令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

本計画により、当所と当市の役割分担、支援体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に円滑な応急対策の実現を目指す。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

<窓口対応>

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

<巡回対応>

・巡回経営指導時に、小規模事業者の経営層等に対し、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

<広報発信>

・当所会報誌や市政だより、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。（当所会報誌には、四半期毎に掲載する）

<事業実施>

・事業継続の取組に関する専門家を招き、職員向けのBCP策定支援研修、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、ビジネス総合保険等の日本商工会議所の団体損害保険の紹介等を実施する。

◎BCP策定支援研修（職員向け）

経営指導員等を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

◎BCP関連セミナー

災害（直接・間接被害）や感染症に対する自社のリスク診断のほか、専門家講師による演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

◎個別支援（小規模事業者向け）

セミナー参加者に対するBCP策定のアドバイス等補足支援のほか、セミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行う。

<感染症対策に関する支援>

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、科学的根拠に基づき、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては「位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に関する基本的な感染対策の考え方」に基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 熊本商工会議所のBCP作成

- ・令和2年2月事業継続計画策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・県内士業団体や当所登録専門家（中小企業診断士等）、損保会社等の連携を強化し、小規模事業者に限らず広く管内事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・当所および当市の担当部署間で、状況確認や改善点等について定期的な協議を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当所は市総合防災訓練への参加とともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を必要に応じて行う。

< 2. 発災後の対策 >

災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置判断に合わせて、当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市によって定められた被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を基本とし、ただし、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・当市または当所の職員が被災する等により応急対策ができない場合に、当市または当所の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、当所と当市との間で1日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

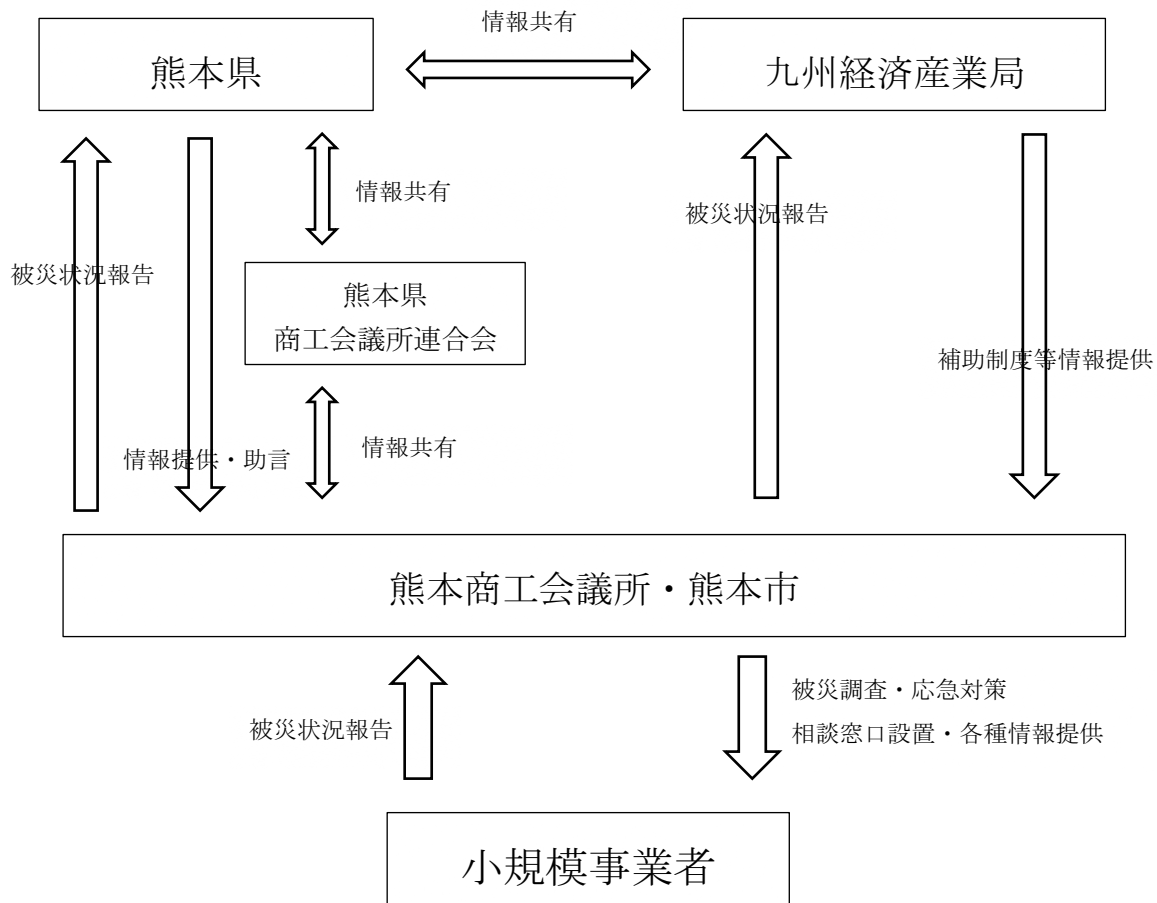
・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヵ月	2日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

・当市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について協議・決定を行う。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、メール、FAX又はその他の方法にて当所又は当市より熊本県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当所又は当市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区小規模事業者に対する支援 >

- ・当所は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。(当所は、国からの依頼を受けた場合も、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

時間経過	被害調査の内容	確認方法
発災直後～2日程度	安否・人的被害の確認調査 (生存・行方不明・負傷者等) 大まかな被害の確認調査	役員・議員・職員を対象に電話 (固定・携帯)またはSNS等 役員・議員・職員・各商店街役員、エリアアシスタント、被災区域の事業者を中心に電話(固定・携帯)またはSNS等
安全確認後～7日程度	直接被害の確認調査 (非住家被害・商工被害) 間接被害の大まかな確認調査 (再開可否、商品原材料調達状況、風評等)	管内小規模事業者を対象とした当所職員による目視調査、巡回訪問による事業者への聞き取り
安全確認後～14日程度	経営課題の把握、調査 (事業再開、資金繰り等) 間接被害の確認調査 (売上減、経費増加、風評被害等)	管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り

- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市)について地区内小規模事業者へ周知する。
(会報誌、ホームページ、メルマガ、SNS、巡回相談など)
- ・地区内中小企業・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当所・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口の開設等を行う。

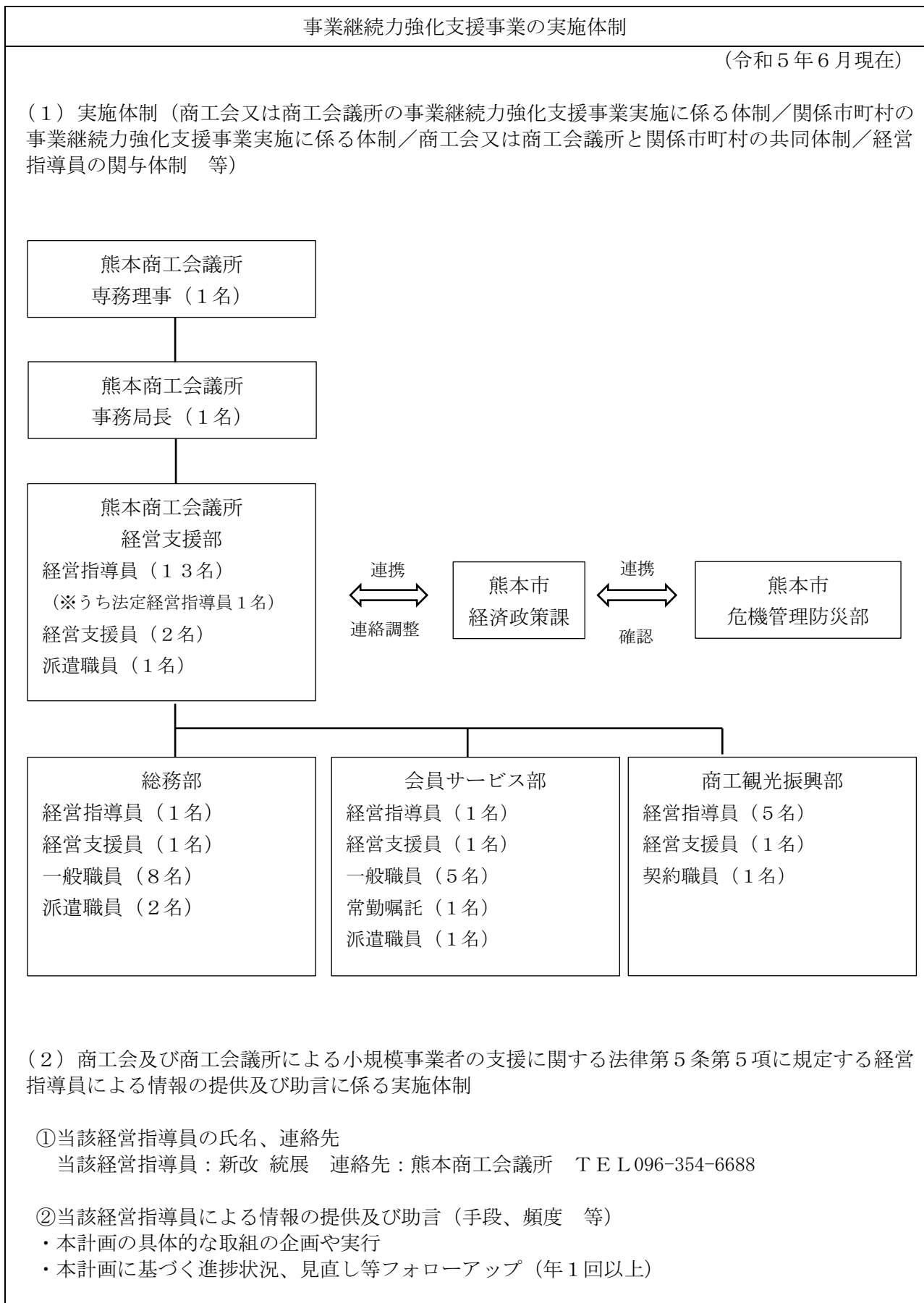
< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域並びに支援機関からの応援派遣等を熊本県、熊本県商工会議所連合会、日本商工会議所、独立行政法人中小企業基盤整備機構、熊本県よろず支援拠点、県内士業団体等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)についても、国の機関や熊本県等を通じて当所・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。
(上記の相談窓口、会報誌、ホームページ等を活用する)

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

熊本商工会議所 経営支援部

〒865-8547 熊本市中心区横紺屋町10番地 TEL 096-354-6688 FAX 096-326-8343

e-mail) info@kmt-cci.or.jp

②関係市町村

熊本市経済観光局産業部 経済政策課

〒860-8601 熊本市中心区手取本町1番1号 TEL 096-328-2950 FAX 096-324-7004

e-mail) keizaiseisaku@city.kumamoto.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400	600	600	600	600
セミナー開催費	200	300	300	300	300
チラシ作成費	200	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、熊本市補助金、熊本県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
特になし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等